

家族法における差別的規定の改正を求める会長声明

2013年（平成25年）9月4日、最高裁判所大法廷は、嫡出でない子（以下「婚外子」という。）の法定相続分を嫡出である子の2分の1とする民法第900条第4号ただし書前段（以下「本件規定」という。）は、遅くとも2001年（平成13年）7月当時において、憲法第14条第1項に違反していたとする旨の決定をなした。

本決定は、本件規定の合理性につき、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし、婚外子の権利が不当に侵害されているか否かという観点から判断されるべき法的問題であること、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、家族形態の多様化に伴い国民の意識も変化し、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきという考え方が確立されてきていること、法律婚制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子には選択の余地のない事柄を理由として子に不利益を及ぼすことは許されないことなどから、立法府の裁量権を考慮しても、法定相続分を区別する合理的根拠は失われているとした。

本決定は、日本弁護士連合会及び当会の多年にわたる主張に合致するものであり、遅きに失したとはいえ極めて妥当なものと評価する。

1996年（平成8年）には、法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しており、その中には婚外子の相続分差別撤廃のほか選択的夫婦別姓導入等も盛り込まれていたが、未だ改正されていない。

日本政府に対しては、国連の自由権規約委員会及び女性差別撤廃委員会等から、婚外子差別のほか、夫婦同氏の強制、再婚禁止期間及び婚姻適齢の男女差について、繰り返し懸念が表明され、是正のための早急な立法措置を講じるよう要請されている。

当会は、来月開催の国会において、本件規定の改正だけでなく、選択的夫婦別姓の導入、女性のみ課される再婚禁止期間の廃止及び婚姻適齢の男女差の撤廃など家族法における差別的規定の速やかな改正を強く求める。

2013年（平成25年）9月30日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃